

市報第7号

横浜市立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について
の専決処分報告

横浜市立高等学校授業料等徴収条例の一部改正については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成22年3月31日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成22年6月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第19号

横浜市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

横浜市立高等学校授業料等徴収条例（昭和26年12月横浜市条例第77号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市立高等学校の授業料等に関する条例

第1条中「横浜市立高等学校」の次に「（以下「高等学校」という。）」を加え、「の額及び徴収」を「に関し必要な事項」に改める。

第3条の見出しを「（徴収等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

高等学校（別科を除く。以下この項において同じ。）については、授業料を徴収しない。ただし、授業料を徴収しないことが高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合は、この限りでない。

第3条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の規定により授業料を徴収する場合及び別科について授業料を徴収する場合は、毎月分割して徴収する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市立高等学校の授業料等に関する条例第3条の規定は、平成22年度以後の年度分の授業料について適用し、平成21年度分までの授業料については、なお従前の例による。

参 考

横浜市立高等学校授業料等徴収条例の一部改正要綱

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の制定に伴い、横浜市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正したが、その改正点は、次のとおりである。

- 1 横浜市立高等学校（別科を除く。以下同じ。）については、授業料を徴収しないことが横浜市立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合を除き、授業料を徴収しないこととする（第3条第1項）。
- 2 その他条文の整備を行うこと（題名、第1条、第3条第2項）。

横浜市立高等学校授業料等徴収条例（抜粋）

（上段 改正後
下段 改正前）

横浜市立高等学校の授業料等に関する条例
横浜市立高等学校授業料等徴収条例

（目的）

第1条 横浜市立高等学校（以下「高等学校」という。）の授業料、入学金及び入学選考手数料（以下「授業料等」という。）に關し必要な事項及び徴収（徴収等）（徴収）の額は、この条例の定めるところによる。

第3条 高等学校（別科を除く。以下この項において同じ。）に於いては、授業料を徴収しない。ただし、授業料を徴収しないことが高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合は、こ

の限りでない。

2 前項ただし書の規定により授業料を徴収する場合及び別科について授業料を徴収する場合は、毎月分割して徴収する。

$\frac{3}{2}$ (本文省略)
 $\frac{4}{3}$ (本文省略)

地方自治法（抜粋）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。